



かんちゃん



165号

令和8年1月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長 迫本 淳一
事務局
〒103-0007
東京都中央区日本橋浜町1-1-1
日本橋村松ビル5F
TEL 03(5829)3901
FAX 03(5829)3902
URL <https://www.kanzeikai.jp>
E-mail info@kanzeikai.jp
印刷 株式会社 総北海

法人番号
(2700150004884)



しょうちゃん

全国間税会総連合会 第52回通常総会



第52回通常総会(名古屋大会)全間連新会長 迫本淳一(さかもと じゅんいち)氏

〔主要目次〕

迫本会長 新年のご挨拶……………	2	令和7年度「税の標語」優秀作品……………	7
国税庁長官 年頭に当たって……………	3	令和7年叙勲・褒章受章者及び 令和7年度納税功労表彰受彰者名簿……………	8
第52回通常総会 第47回青年部総会、第44回女性部総会 組織増強功労者表彰 「税の標語」募集推進功労者表彰 ……	4	青年部長・女性部長の就任挨拶……………	9
消費税中央セミナー開催 役員名簿……………	5	令和6年度租税滞納状況について……………	10
消費税の逆進性対策について、軽減税率制度から 給付付き税額控除制度への改組を要望！！ 税務署の閉庁日における確定申告の相談等 の実施……………	6	令和7年分所得税等及び 消費税等確定申告について……………	11～13
		税を考える週間……………	14～16
		全間連の主な動き……………	16



新年のご挨拶



全国間税会総連合会会長 迫本 淳 一



令和8年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、旧年中、全国間税会総連合会（全間連）の運営につきまして、ご理解とご尽力を賜り有難うございました。

また、国税ご当局の皆様には、全間連に対しまして、深いご理解と多大なるご支援を賜り誠に有難うございました。厚く御礼を申し上げます。

昨年は、全間連にとりまして片岡直公前会長が急逝されるという誠に大きな出来事がございました。長年にわたり当会の発展に多大なるご尽力を賜り、多くのご功績を遺されました前会長のご逝去に対し、改めて深い哀悼の意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、我が国経済は、緩やかな回復傾向にあるとされていますが、飲食料品やエネルギーの物価高に加え、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクもあり、回復に伴う生活実感の改善は妨げられています。

そうした中、「日本再起」を目指す広範な政策合意の下、自由民主党、日本維新の会による連立政権が樹立され、高市内閣が成立しました。高市総理は、就任直後の所信表明演説において、物価高対策に最優先で取り組む姿勢を強調されています。新たな体制のもとで両党の協調により、国民生活の安定と日本経済の再生に向けた取組が進められることを期待しております。

また、昨年11月には、一般会計で17.7兆円程度、減税と特別会計を合わせた国費との合計で21.3兆円程度にも及ぶ規模の「強い経済」を実現する総合経済対策が取りまとめられたほか、これから通常国会で審議されます令和8年度当初予算案においても税制面を含め、多くの施策が盛り込まれています。

我が国の財政事情は、依然として厳しい状況が続いていることから、限られた財政資源は最適な形で配分すべきであり、これらの施策が効率的かつ効果的なものとして高い成果を上げ、経済再生と財政健全化の両立、国民にとって安全で安心して暮らせる社会の堅持へとつながっていきますよう強く期待しております。

ところで、私ども間税会に関わりの深い消費税につきましては、令和元年10月から税率が10パーセントに引き

上げられ、我が国の税体系の中で最も大きな税収をもたらす基幹税となり、人口の少子・高齢化に伴う社会保障財源確保の必要性や財政健全化の観点などから、非常に重要な存在となっております。

また、制度面においては、軽減税率制度やインボイス制度も導入されるなど、消費税は新たな時代を迎えております。

そのため、消費税を中心として活動をしている私ども間税会の果たすべき役割も、益々、高まってきているものと考えておりますので、さらに組織を強化し、活発な事業活動を展開していくことが重要です。

間税会としましては、そうした点も念頭におきながら消費税を始めとする「税に関する周知・啓発活動」に加えて、関係者から高い評価を頂いております「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル等の配布活動や「税の標語」の募集活動などを積極的に展開することにより、組織の活性化と拡大に努めて参りたいと考えておりますので、宜しく願い申し上げます。

なお、「税の標語」の応募点数は、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により一時的に減少したものの、その後、順調に回復し、令和7年度は515,489点となり、4度目の50万点台の水準を達成するとともに、過去最多を更新しました。関係者の皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。

全間連の会員数については、近年、新型コロナウイルスの影響等もあり、大幅な減少が続いた後、全間連創立50周年を迎えた令和5年には、減少幅が一旦改善されたものの、昨年4月1日現在の会員数については、2年連続で大幅な減少となる厳しい状況となっております。

いずれにせよ、間税会の仲間を増やすための取組は、間税会の基盤を維持強化する上で必要不可欠な活動であり、退会防止策も含め、不断の努力を展開して頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

終わりに、会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄、各局間連及び傘下間税会並びに業種団体の益々のご発展を祈念しております。

また、国税ご当局の皆様のご健勝、ご活躍をお祈り致しますとともに、全間連及び傘下団体の運営につきまして、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶と致します。



年頭に当たって



国税庁長官 江島 一彦

令和8年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

間税会の皆様におかれましては、平素から税務行政全般にわたり深い御理解と多大な御協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

1 はじめに

税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化をはじめとした構造転換に直面し、新たな課題も生じています。こうした中においても、国税庁として、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を着実に果たしていくために、将来の経済社会の在り方を見据えつつ、果敢かつ着実に業務改革（BPR）を推進してまいります。

2 税務行政のDX

まず、①納税者の利便性の向上、②課税・徴収事務の効率化・高度化、③事業者のデジタル化促進の3つの柱に基づいて、税務行政のDXをさらに前に進めてまいります。

特に、「納税者の利便性の向上」については、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像の実現に向けて、納税者目線に立って、相談対応・情報発信など様々な納税者サービスの包括的な見直しを進めており、納税者の自己解決の一助となるようなデジタルコンテンツ等の拡充に引き続き取り組んでまいります。

また、「事業者のデジタル化促進」については、事業者が行う会計・経理等の様々な業務が一貫してデジタル化されることで、単純誤りの防止などの正確性向上や業務効率化による生産性の向上等にもつながることが期待されます。

加えて、自宅やオフィス等から非対面（コンタクトレス）での納付ができ、納付書や領収書が不要な非書面（ペーパーレス）、そして非現金（キャッシュレス）な納付、いわゆるキャッシュレス納付の中でも納付件数の多い源泉所得税のキャッシュレス納付の推進に取り組んでいます。納税者、金融機関、地方税や国税を取り扱う官公庁等のいずれにもメリットがある取組になりますので、金融機関や財務局、税理士、地方公共団体などの関係者と連携・協調しながら取り組んでまいります。

国税組織を取り巻く環境の変化を機に、データ活用をより一層推進していくとともに、オンラインツール等を利用したBPRやリモートワーク等の多様な働き方を支える環境の整備にも意欲的に取り組んでまいります。また、本年中に導入予定のガバメント・ソリューション・サービス（GSS）と、本年9月から導入予定の新しい国税総合管理システム（KSK2）の移行準備を着実に進めてまいります。

3 税務行政の効率的・効果的な事務運営に向けた取組

今後の税務行政において、グローバル化等の進展に伴う事務の複雑・困難化に的確に対応し、組織としてのパフォーマンスを最大化するためには、「課税・徴収事務

の効率化・高度化」を進める必要があります。

このため、データ分析・活用の強化等により、調査必要度が高い納税者を的確に抽出し、消費税不正還付、国際・富裕層、租税回避スキーム事案等の国税庁が取り組んでいる課題については積極的に深度ある調査を実施するなど調査の重点化を図る一方で、計算誤りや法令の適用誤りなどが想定される納税者には行政指導等により幅広く接触するなど、取組状況を適切に分析・評価した上で、必要な対応を実施することで、納税者のコンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営の推進・定着に取り組んでまいります。

滞納については、関係部署等と連携して未然防止及び整理促進に取り組んだ結果、令和6年度の滞納残高は、平成10年度のピーク時に比べ約3割まで減少しています。発生した滞納に対しては、データ分析やAIなどの先進的な取組も活用していくほか、大口・悪質事案や処理困難事案については、法的手段の積極的な適用を図るなど、厳正に対処してまいります。

4 令和7年分確定申告への対応

これから、令和7年分の所得税等の確定申告時期を迎えます。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利便性の向上に伴い、昨年確定申告では、約4人に3人がe-Taxを利用いただいております。確定申告会場に会場に来て申告される方は全体の約1割となっています。

令和7年分の確定申告から、マイナポータル連携の自動入力の対象に「生命保険契約等の一時金・年金」、「損害保険契約等の満期返戻金等・年金」、「ふるさと納税以外の一部の寄附金」を追加するなど、マイナポータル連携の更なる拡大に取り組んでいます。

また、iPhoneにおいても「スマートフォンのマイナンバーカード」でe-Tax送信が可能になっています。確定申告をされる多くの方がマイナンバーカードを利用した自宅からのe-Taxを利用いただけるよう努めてまいります。

なお、確定申告に関する各種情報については、国税庁ホームページ等に掲載するほか、国税庁LINE公式アカウントにおいては、登録者のニーズに合った情報発信や確定申告会場での相談が必要な方にオンライン事前予約ができる環境を提供するなど、納税者の皆様が適切に申告できるよう環境整備にも努めてまいります。

5 おわりに

以上、年頭に当たり、国税庁の取組について申し述べました。こうした取組は、いずれも納税者や関係民間団体等の方々の御理解と御協力があって初めて円滑に実施することができるものです。

国税庁としましては、皆様から信頼される組織運営を目指して一層努力してまいりますので、本年も何卒よろしくごお願い申し上げます。

結びに、皆様と御家族の御多幸を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

第52回 通常総会

愛知県名古屋市において開催

全間連第52回通常総会は、昨年9月17日(水)に東海間連(清水順二会長)担当により、名古屋市 ANAクラウンプラザホテル グランコート名古屋において、会員約700名弱の出席の下、盛大に開催されました。

総会は、平 和明常務理事(東京)の司会の下に、戸澤亨北海道間連会長の開会宣言、清水順二東海間連会長の開会の辞で始まり、關口会長代行の挨拶の後、議長団に来海(仙台)、河野(福岡)、池部(南九州)の各副会長を選出し、議事録署名人に大塚常任理事(東京)、森常任理事(関東信越)を選出して議事に入りました。

第1号議案

令和6年度事業報告の承認を求める件

第2号議案

令和6年度決算報告の承認を求める件

第3号議案

令和7年度事業計画(案)の承認を求める件

第4号議案

令和7年度収支予算(案)の承認を求める件

第5号議案

役員改選の件

が提案され、審議の結果、いずれも満場一致で原案どおり承認されました。

最後に、高橋俊一国税庁課税部長、林 全宏副知事並びに石川勇治名古屋市財政局税務担当局長から来賓挨拶をいただき、部谷副会長(広島)の開会の辞で総会は終了しました。

その後の記念講演会では、井沢元彦様から「歴史と文化」～戦国時代と東海地域の三英傑 経済政策と税金～と題して貴重なお話を拝聴し、祝賀会では、各種アクションが模様されるなか、最後に東海間連から来年の開催地である広島局間連に会旗が引き継がれ、盛会裏に終了しました。



高橋国税庁課税部長



東海から広島へ会旗引継ぎ!

組織増強功労者表彰

組織増強功労者の表彰基準は、毎年4月1日現在で、①過去1年間に50名以上の会員増(純増)を実現した間税会と、②過去1年間に30%以上の会員増(30名以上の純増に限る)を実現した間税会とされています。

この基準に該当し表彰された間税会は、次のとおりです。

(関東信越間税会連合会)

浦 和 間税会 様
大 宮 間税会 様
所 沢 間税会 様

(北陸間税会連合会)

三 国 間税会 様

「税の標語」募集推進功労者表彰

平成23年度の募集から創設した制度であり、その表彰基準は、①応募点数の多い間税会上位5会と、②応募点数を大幅に伸ばした間税会上位5会とされています。

なお、①の表彰と②の表彰は重複しないこととし、また、①の表彰は1回限りです。

(応募点数の多い間税会)

(東 京)

上 野 間税会 殿
目 黒 間税会 殿
豊 島 間税会 殿

(関東信越)

佐 久 間税会 殿

(福 岡)

甘木朝倉間税会 殿

(増加点数の多い間税会)

(東 京)

荻 窪 間税会 殿
成 田 間税会 殿

(関東信越)

熊 谷 間税会 殿
下 館 間税会 殿

(東 海)

沼 津 間税会 殿

消費税中央セミナー開催

第34回消費税中央セミナーは、昨年11月12日(水)東京・千代田区 主婦会館において開催され、公共法人・公益法人の実務担当者70名が参加しました。講師は、国税庁課税部消費税室 消費税第二係長の日隠直樹様を迎え、公共法人等に対する消費税の特例(特定収入等)やインボイス制度等について、実務に即した研修が行われました。



役員名簿

役職	所属	氏名	役職	所属	氏名	役職	所属	氏名
名誉会長		大谷 信義	常務理事	広報副委員長	木全 義信	常任理事	広島	高木 晶悟
会長		迫本 淳一	"	税制委員長	大塚 繁夫	"	"	村谷 太洋
副会長	東 京	關口 雅章	"	税制副委員長	大沢 武久	"	四 国	林 周二
"	関 東 信 越	小暮 進勇	常任理事	東 京	小能 大介	"	"	清水 一郎
"	大 阪	田茂井豊晴	"	"	井口 一与	"	"	佃 充生
"	北 海 道	戸澤 亨	"	"	萩原 利光	"	"	西村 純子
"	仙 台	来海 伸博	"	"	稲川 一	"	福 岡	大久保昌逸
"	東 海	清水 順二	"	"	栗原 正雄	"	"	新井 洋子
"	北 陸	小杉 雄二	"	"	中澤 洋	"	"	安恒 寿人
"	広 島	部谷 俊雄	"	"	小泉 克雄	"	"	福岡 桂
"	四 国	久米加寿徳	"	"	上原 勇七	"	"	鈴木 茂之
"	福 岡	河野 武司	"	"	菅野 信三	"	南 九 州	木下 顕
"	南 九 州	池部 正紀	"	"	山田 能成	"	"	窪田 伸一
"	沖 縄	名幸 諄子	"	関 東 信 越	名古屋 誠	"	"	山口 清一
"	業 種	宇佐美雅彦	"	"	小坂 雅彦	"	沖 縄	上原 正彦
"	会長特命担当 (税制・広報担当)	河村 守康	"	"	森 裕	"	"	屋良 学
"	会長特命担当 (総務担当)	沼生 智	"	"	熊田 弘信	"	"	大宜見民子
"	会長特命担当 (財務担当)	倉石 和明	"	"	桶本 卓也	"	会 長 指 名	長谷川由雄
"	会長特命担当 (会務運営担当)	黄瀬 稔	"	"	安達 實	"	"	小山 卓
"	会長特命担当 (会長連絡担当)	片岡 由文	"	"	(代理)小林 秀雄	"	"	清水 洋子
専務理事		藤井 誠	"	"	大山 賢司	"	青 年 部	西本 慎一
常務理事	総務委員長	大西 晴之	"	"	高野 幹也	"	女 性 部	前 京子
"	総務副委員長	田辺 實	"	大 阪 府	末澤 市子	"	事 務 局 長	金澤 典幸
"	財務委員長	加藤 憲一	"	北 海 道	福島 勝男	"	業 種(貴宝卸)	長堀 慶太
"	財務副委員長	久保田 定	"	"	南波日出喜	"	"(全免協)	中村 好明
"	会務運営委員長	内山 弘通	"	仙 台	金山 知裕	"	"(保 険)	米谷 幸一
"	会務運営副委員長	昼間 孝一	"	"	村越 正道	監 事	東 京	亀山 実
"	広報委員長	平 和明	"	東 海	荒木 義夫	"	関 東 信 越	河端 一
			"	"	森 義昭	相 談 役	—	鈴木 豊久
			"	"	澤田 栄一	"	—	白川よし子
			"	北 陸	若林 啓介	"	—	吉田 一宗
			"	"	上田 祐広			
			"	広 島	久保 弘睦			



明けましておめでとうございます
本年もよろしくお願ひいたします

令和8年 元旦



関東信越間税会連合会 会長 小暮進勇

埼玉県間税会連合会 会長 小暮進勇 茨城県間税会連合会 会長 安達 實
 栃木県間税会連合会 会長代理 小林秀雄 群馬県間税会連合会 会長 大山賢司
 長野県間税会連合会 会長 倉石和明 新潟県間税会連合会 会長 高野幹也

消費税の逆進性対策について、軽減税率制度から給付付き税額控除制度への改組を要望！！

全国間税会総連合会(全間連)では、令和7年11月12日(水)朝に開催された自由民主党の「予算・税制等に関する政策懇談会」及び同日夕に開催された立憲民主党の「財務金融部門会議」において、「令和8年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)」を提出するとともに、標題の件を中心に意見陳述を行いました。

具体的には、消費税の軽減税率制度は、高額所得者ほど軽減額が大きく、適正な所得再分配の施策として非効率であるのみならず、制度を複雑化していること、低所得者等に対し直接に便益を及ぼす給付付き税額控除制度の方が、少ない財源で効率的かつ効果的な施策となり、制度も簡素化することなどを訴えました。また、インボイス制度の円滑な実施のために設けられた特例措置の中で、令和8年に適用期限が到来するいわゆる「8割控除」(免税事

業者からの仕入れでも8割仕入税額控除可)や「2割特例」(インボイス発行事業者となる免税事業者の納税額を売上税額の2割に軽減)については、インボイス制度の実務の実態等をもう暫く検証すべきであり、それまでの間、適用期限の延長を検討すべきことなどについても訴えました。

*意見陳述の際の出席者:全間連の大沢武久税制副委員長・藤井誠専務理事など



税務署の閉庁日における確定申告の相談等の実施

税務署では閉庁日(土・日・祝日等)は、相談及び申告書等の受付などの業務を行っておりませんが、令和7年分の確定申告期間中は、平日(月～金)以外でも、一部の税務署においては、3月1日(日)に限り、確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談が行われます。

税務署によっては、合同会場(対象署の納税者の申告相談及び確定申告書の收受が行われます。)、広域センター(対象署並びに対象署以外の署の納税者の申告相談及び確定申告書の仮收受が行われます。)を設置して行う税務署がありますので、詳しくは国税庁ホームページを閲覧していただくか、所轄の税務署に確認してください。

牽検の窓口



本店

浜松市中央区和田町811
☎0120-976-544

浜北店

浜松市中央区半田町670
☎0120-033-263

株式会社 遠州日石

税の標語・租税教育の 静岡県間税会連合会

名誉会長 土屋 紀雄

会 長 森 義昭

事務局 〒420-0847
静岡県葵区西千代田町18-3
TEL・FAX 054-247-9661

女性・青年の声を静岡より轟かす 静岡県間税会連合会 女性部・青年部

女性部長 名波 弘江

青年部長 竹内 輝明

あけましておめでとうございます
旧年中は大変ありがとうございました
本年もよろしくお願ひいたします

令和8年 元旦

福岡国税局間税会連合会 会 長 河野 武司

副 会 長 大久保昌逸(小 倉)	副 会 長 新井 洋子(福 岡)
副 会 長 安恒 寿人(博 多)	副 会 長 鈴木 茂之(長 崎)
副 会 長 橋本千代次(西福岡)	副 会 長 福岡 桂(佐 賀)
副 会 長 田代 雅人(筑 紫)	副 会 長 稗島 行雄(久留米)
副 会 長 白川幸一郎(武 雄)	専務理事 上田 正浩(博 多)



福岡間連 第52回通常総会 令和7年6月5日(木) 会長顕彰受章者の皆様(前列中央 大石前福岡国税局長)

令和7年度 「税の標語」 優秀作品決まる

「税の標語」の募集は、平成5年から実施していますが、平成15年から一般財団法人大蔵財務協会より後援をいただくとともに、平成30年度からは国税庁からの後援もいただき、昨年9月10日を募集期限として第33回目の募集を行いました。

募集対象は、間税会会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその児童生徒、さらにはインターネットにより、広く一般の方を対象にして募集した結果、515,489点の応募で、前年度(500,707点)より14,782点増加し、過去最多の応募点数となりました。

この応募作品について、広報委員を中心とした選考委員会における厳正な審査を経て、最優秀作品1点、優秀作品4点、佳作作品10点、合計15点の優秀作品が決まりました。

「税の標語」の表彰式は、「税を考える週間」の行事として昨年11月11日に(火)、東京・築地 松竹株式会社の本社において行われ、最優秀作品の五寧 大陽様(西会津町立西会津中学校)に、迫本会長から表彰状と記念品が贈られました。

なお、「税の標語」の優秀作品は、全間連のホームページにも掲載しております。



最優秀者 五寧 大陽 様

最優秀賞

あたたかい 社会を作る 消費税

西会津町立西会津中学校 五寧 大陽

優秀賞

消費税 しっかり学んで 正しく納税

掛川市立城東中学校 内海 颯人

税金である道、あの橋 あの校舎

世田谷区立富士中学校 栗原 佑

スマホから 楽しく 手続き e-Tax

福井市森田中学校 中山 陽翔

ミyakumiyakuと 受け継ぐ未来へ 届け税

広島県福山市 比枝 圭介

佳作

税金を 納める義務と 知る権利

長崎県諫早市 江口 雅子

『できるんです 人差し指で 納税が スマホで済ませる 新時代』

旭川市立旭川第三小学校 江花 梓心

そうなんだ 知ればなっとく 消費税

入間市立東金子小学校 小島 愛波

キャッシュレス いつでもどこでも スマート納税

練馬区立開進第二中学校 菅 優音

こりゃ便利 スマホで簡単 e-tax

白桦市立東中学校 谷 奥然

納税で 復興支える 笑顔の輪

金沢市立森本中学校 松崎 遼

消費税 私も一人の サポーター

品川区立荏原第六中学校 宮谷 順菜

あたりまえの暮らしを紡ぐ 税の糸

広島市立段原中学校 宮地 志歩

あなたの税 生かして住みよい 国づくり

愛媛県立川之江高等学校 三好 かの香

安心と 明るい未来に 消費税

狛江市立狛江第四中学校 柳瀬 舞衣

令和7年叙勲・褒章受章者及び 令和7年度納税功労表彰受彰者名簿

受彰者の皆様、おめでとうございます。心からお慶び申し上げます。

春 旭日小綬章

關口 雅 章 様
窪田 伸 一 様

春 旭日双光章

渡邊 昭 夫 様
金井 則 夫 様
土屋 紀 雄 様
中西 巧 様

秋 旭日小綬章

小暮 進 勇 様
戸澤 亨 一 様
高桑 幸 一 様
河野 武 司 様

秋 旭日双光章

石川 浩 子 様
吉岡 和 子 様

秋 藍綬褒章

中島 祥 博 様

財務大臣表彰

小能 大 介 様
小山 山 正 武 様
名古屋 谷 誠 一 様
昼間 孝 昭 様
河北 合 川 德 亨 様
真木 徳 美 様
大工 幸 宏 様
池部 正 紀 様

国税庁長官表彰

山岸 幹 夫 様
竹村 和 子 様
小宮 善 一 様
梶川 善 義 子 様
森川 昌 紀 様
橋谷 泰 徹 子 様
鶴瀨 川 順 子 様
三輪 高 史 様
三井 清 壯 様
久米 加 壽 徳 様
稗島 行 雄 様

東京国税局長表彰

福永 俊 明 様

杉山 隆 嘉 様
荒井 美 美 様
遠藤 昇 昇 様
村上 上 進 様
今野 文 明 様
岡田 田 豊 様
関塚 弘 弘 様
宮内 秀 行 様

関東信越国税局長表彰

河端 一 様
小坂 雅 彦 様
横山 和 裕 様
笹沼 泰 昭 様
大沼 浩 司 様
関山 賢 司 様
歌川 真 一 様
多喜 司 様

札幌国税局長表彰

秋庭 征 富 様

仙台国税局長表彰

布施 健 様

名古屋国税局長表彰

瀧本 元 様
村瀬 和 男 様
黒川 元 則 様

金沢国税局長表彰

吉田 貴 様
伊藤 潤 一郎 様

広島国税局長表彰

立石 勝 様
堀裕 文 様
有木 信 子 様

高松国税局長表彰

高岡 淳 様
春木 扶 佐 子 様

福岡国税局長表彰

新井 洋 子 様
橋本 千 代 次 様
林元 治 様
松尾 政 博 様

熊本国税局長表彰

名島 一 義 様

青年部長就任のご挨拶



全国間税会総連合会 青年部長
広島国税局間税会連合会 青年部長

西本 慎一

拝啓 秋の気配も深まり、全国の皆様には益々お健やかに
お過ごしのこととお喜び申し上げます。このたび、全国間税会
総連合会青年部長を拝命いたしました広島局の西本慎一でござ
います。長い歴史と伝統を持つ本会の青年部をお預かりする
にあたり、身の引き締まる思いと同時に、大きな責任を感じ
ております。まずはこれまで青年部の発展にご尽力くださった
歴代の青年部長をはじめ、全国の青年部員の皆様、そしてご
支援を賜っております関係各位に、心より感謝申し上げます。

青年部は、各地域に根ざした活動を通じて、消費税をはじめ
とする間接税の正しい理解を広め、健全な納税意識の向上と
間税会の広報活動、会員増強に力を入れてまいりました。こ
うした活動は、地域社会の信頼を育み、経済の健全な発展を
支える大切な役割を果たしています。私たち青年部はその意
義を改めて胸に刻み、これからの時代に合った形で新たな歩
みをさらに進めてまいりたいと思っております。

近年、社会や経済の環境は大きく変化しております。価値観
の多様化など、私たちの活動にも柔軟な発想とスピード感が
求められております。変化の時代だからこそ、

青年部には、若い世代ならではの感性と行動力で、地域と
社会を明るく元気にしていく役割があるのではないでしょ
うか。

まずは会員同士の親睦を深めることを大切にし、地域や
世代を越えた交流を通じて、絆を深めていきたいと考
えております。仲間と直接顔を合わせ、語り合う機会を
増やすことで、活動の輪を広げてまいります。

また会員増強にも力を入れてまいります。新しい仲間が
加わることで青年部全体に新たな活気が生まれると同時
に新鮮な新しいアイデアも頂けると確信しております。青
年部の魅力や意義も広く伝えながら、共に活動できる仲
間の輪を広げていきたいと思っております。そして税の啓
発活動や地域との連携を通じて、社会に貢献できる青年
部を目指してまいります。

なお、2026年9月17日（木）には第53回全国間税会
総連合会通常総会が、私たちの地元、広島市のリーガロ
イヤルホテル広島にて開催される予定です。全国の仲間が
一堂に会し、互いの活動を分かち合いながら、新しい時
代の青年部の在り方等々を語り合える貴重な機会となり
ます。私も皆様にお会いできることを今から楽しみにし
ております。

私自身、まだまだ学ぶことも多く、力不足を感じる場
面もあるかと思いますが、皆様と力を合わせ、笑顔と活
気にあふれた青年部づくりを進めてまいります。どうか
これからも、変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、
心よりお願い申し上げます。

国税局、全国の間税会会員の皆様、そして関係各位の
ご健康とご多幸をお祈り申し上げ就任のご挨拶とさせて
いただきます。

女性部長就任のご挨拶



全国間税会総連合会 女性部長
広島国税局間税会連合会 女性部長

前 京子

謹賀新年 謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年の第44回女性部通常総会において全国女性部長を
拝命いたしました。全間連の女性部長は全間連通常総会
を担当致します局連の女性部長が努めることとされてい
ます。今年度は53回広島大会で戦後80年を過ごしたこの
地復興した広島に皆様をお迎えし私達がお引き受けさせ
て戴きます。

どうぞよろしくお願い致します、

世界遺産原爆ドーム日本三景安芸のみやじまを是非ご
堪能して戴く様、大会を盛り上げて楽しく思い出に残る
よう、会員一同お待ち申し上げる次第でございます。

1989年に導入された消費税の目的は、社会保障の安定
財源として社会全体で公平に負担すべきと言う考えで導
入が決まりました。今や消費税は此の国の大きな財源と
なり国民全体の公平な制度として定着してまいりました。
納税者一体で組織し国の大きな財源となり、大人から
子供まで多くの方が消費税を負担し、平等な税と認識

されてきました。

3%、5%、8%、10%と変わり、国民の生活に定着
してきました。

安定した財源を公平に徴収でき「全世代型」の安定財
源が確保されました。

「税の標語」、「税の紙芝居」にと女性部の活躍の舞
台は全国にと広がり、令和元年には広島県間税会連合会
女性部に対し、国税庁長官感謝状が授与され、大変名譽
でございました。

これも一重に女性部の努力の賜物と喜んでおります。
暮らしに欠かせない消費税を基盤により良い社会を目指
し、子供たちと共に歩んで女性会は頑張ります。全間連
第32回広島大会から早20年たちました。税の大切さに
触れて広島国税局、広島税務署、神戸税関、法人会、及び
税理士会の協力を得て「税を考える週間」のパレードに
ご参加賜り、産官学と地域の連携が図れました。

関係各所皆様のご指導ご協力なくしては成功はありま
せんし、広島大会にたくさんのご参加を心よりお待ち申
し上げ、皆さんに喜んでいただけるよう、私達一同精一
杯ご歓待申し上げます。

女性部長としての大役を、皆様のご理解とご協力を戴
き、職責を果たして参りたいと「おもてなし」を精一杯
努めさせていただきます。

「広島で待つとるけんねー」のスローガンに是非とも
期待しておいでくださいますよう、心からお待ち申し上
げます。

消費税の滞納残高

【消費税】

全間連は、「預かり金的性格」を持つ消費税の滞納が発生・増加することは、消費税に対する国民の信頼を損なう恐れが高いことから、従来から「消費税完納運動」を推進しています。

消費税の滞納状況を含む令和6年度の租税滞納状況が、前年8月下旬に国税庁から発表されました。

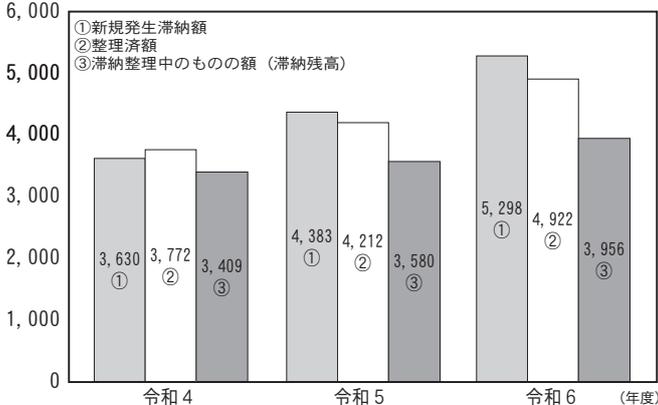
国税庁の発表によりますと、令和6年度の消費税の新規発生滞納額は5,298億円で、前年度（4,383億円）に比べて915億円増加する一方で、整理済額も4,922億円で前年度（4,212億円）に比べて710億円増加したものの、滞納残高（滞納整理中のものの額）は3,956億円で前年度（3,580億円）に比べて376億円多く、2年連続で増加した。

消費税の滞納状況

単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額 (滞納残高)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
令02	3,456	107.9	2,879	83.7	3,245	121.6
令03	3,997	115.7	3,692	128.2	3,551	109.4
令04	3,630	90.8	3,772	102.2	3,409	96.0
令05	4,383	120.7	4,212	111.7	3,580	105.0
令06	5,298	120.9	4,922	116.9	3,956	110.5

消費税の滞納状況の推移(億円)



【全税目の租税滞納状況について】

1 新規発生滞納額の状況

期限内納付に関する広報や納期限前後の実施など、滞納の然防止に努めた結果、令和6年度における新規発生

滞納額は、9,925億円で前年度7,997億円から1,928億円(+24.1%)増加しました。

2 滞納発生割合の状況

滞納発生割合（新規発生滞納額/徴収決定済額）は、昨年の1.0%から1.2%に増加しました。

この滞納発生割合は、平成16年度以降、20年連続で2%を下回っています。

(注) 徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

3 整理済額の状況

滞納については、集中電話催告センター室、国税局や税務署の徴収担当部署においては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、確実な徴収に努めました。

この結果、令和6年度の整理済額は9,488億円で、前年度7,670億円から1,818億円(+23.7%)増加しました。

4 滞納整理中のものの額（滞納残高）の状況

滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、令和6年度末における滞納整理中のものの額は9,714億円で、前年度9,276億円から438億円(+4.7%)増加しました。

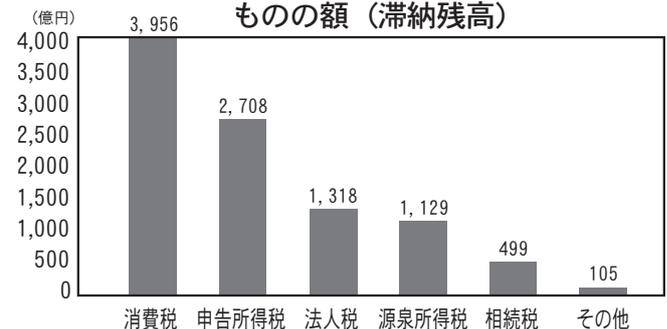
滞納整理中のものの額は、ピーク時（平成10年度、2兆8,149億円）の約3割となっています。

全税目の滞納状況

単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額 (滞納残高)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
令02	5,916	107.0	5,184	85.1	8,286	109.7
令03	7,527	127.2	6,956	134.2	8,857	106.9
令04	7,196	95.6	7,104	102.1	8,949	101.0
令05	7,997	111.1	7,670	108.0	9,276	103.7
令06	9,925	124.1	9,488	123.7	9,714	104.7

令和6年度の各税目別の滞納整理中のものの額（滞納残高）



第一 所得税の確定申告について

1 所得税等の確定申告とは

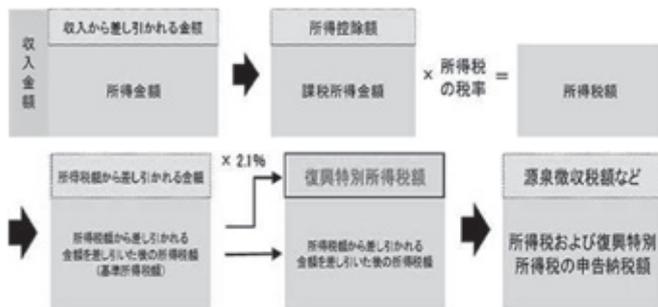
所得税及び復興特別所得税（「所得税等」）の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

2 確定申告が必要な方

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税等が精算されるため、確定申告は不要です。

ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税等が還付される場合があります。

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税等が還付される場合を除き所得税等の確定申告が必要です。



- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える
- ※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- ④ 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた
- ⑤ 給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



3 確定申告をすれば税金が還付される方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されることがあります。

- ① ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受けられる場合
- ② 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受けられる場合
- ③ 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受けられる場合
- ④ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、住宅借入金等特別控除を受けられる場合

※ 給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得も申告が必要です。

※ それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。

※ 国税還付金の受取りは、口座振込をご利用ください。

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



第二 消費税の確定申告について

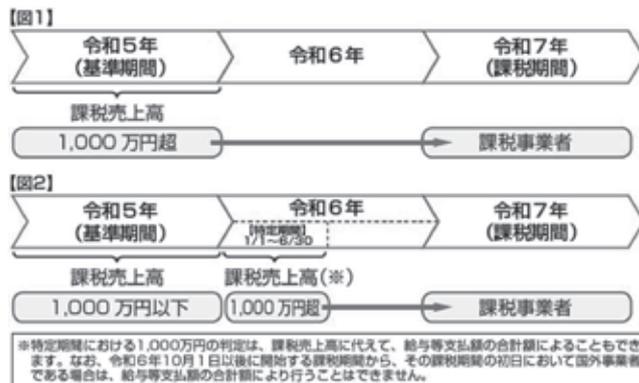
1 確定申告が必要な方

次のいずれかに該当する個人事業者の方は、令和7年分の消費税及び地方消費税（「消費税等」）の確定申告が必要です。

なお、消費税等の確定申告は、一の申告手続でまとめて行います。

- ① 適格請求書発行事業者の登録を受けている方
- ② 基準期間（令和5年分）の課税売上高が1,000万円を超える方（下の図1を参照）
- ③ 基準期間（令和5年分）の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ④ ②及び③に該当しない方で、特定期間（令和6年1月1日から令和6年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える方（下の図2を参照）

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税期間の初日において非居住者である個人事業者の場合を除き、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



※特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。なお、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から、その課税期間の初日において国外事業者である場合は、給与等支払額の合計額により行うことはできません。

2 消費税等の税率

消費税等の税率は以下のとおりです。

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10.0%	8.0%

3 軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

- ① 酒類・外食を除く飲食物品
- ② 週2回以上発行される新聞
(定期購読契約に基づくもの)

4 一般的な消費税の納付税額の計算方法

$$\text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額 (売上税額 ※1)} - \text{課税期間中の課税仕入れに係る消費税額 (仕入税額 ※2)} = \text{消費税の納付税額}$$

$$\text{※1 売上税額} = \text{標準税率の対象となる税込売上額} \times \frac{7.8}{110} + \text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times \frac{6.24}{108}$$

$$\text{※2 仕入税額} = \text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{7.8}{110} + \text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{6.24}{108}$$

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



には、原則として、一定の事項を記載した帳簿と、「適格請求書発行事業者」が交付する適格請求書（インボイス）等の保存が必要となります。

なお、適格請求書等に必要な記載事項は次のとおりとなります。

【記載事項】 ○ 下記の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
○ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

請求書

日付	品名	金額
11/1	りんご	5,000円
11/1	豚肉	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計		17,000円

スーパー○○

品名	数量	金額
ヨーグルト*	1	1108
カップラーメン	1	9215
ビール	1	9550
計		19573
8%対象		1565
10%対象		9215
12%対象		5500
合計		21233

※ 制度の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



5 簡易課税制度を適用した場合の消費税の納付税額の計算方法

$$\text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \left(\text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率} \right) = \text{消費税の納付税額}$$

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	みなし仕入率
第1種事業（卸売業）	90%
第2種事業（小売業等）： 小売業、農林漁業（飲食物品の譲渡に係る事業）	80%
第3種事業（製造業等）： 農林漁業（飲食物品の譲渡に係る事業を除く）、 建設業、製造業など	70%
第4種事業（その他）： 飲食サービス業など	60%
第5種事業（サービス業等）： 運輸業、情報通信業、金融・保険業、サービス業 (飲食サービス業を除く)	50%
第6種事業（不動産業）	40%

※ 2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上げを事業の種類ごとに区分する必要があります。

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



6 地方消費税の納付税額の計算方法

$$\text{消費税の納付税額} \times \text{地方消費税率} \left(\frac{22}{78} \right) = \text{地方消費税の納付税額}$$

7 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

インボイス制度は、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式です。仕入税額控除の適用を受けるため

8 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった方については、仕入税額控除の金額を特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の80/100に相当する金額）とすることができます。

【計算イメージ】

【2割特例】

売上げに係る消費税額から
売上税額の8割
を差し引いて納付税額を計算
・ 仕入税額の実額計算不要
・ 業種に関わらず売上税額の
一律2割を納付
・ 事務の届出が必要

【一般課税】

売上げに係る消費税額から
仕入れに係る消費税額
を差し引いて納付税額を計算
仕入れや経費の額について、
実額で計算が必要

【簡易課税】

売上げに係る消費税額から
売上税額にみなし
仕入率を掛けた金額
を差し引いて納付税額を計算
・ 仕入税額の実額計算不要
・ 業種にこだわらずみなし仕入率
を使用
・ 事務の届出が必要

本特例は、インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった方を対象としているため、以下の事業者は本特例を適用することができません。

- ① 適格請求書発行事業者でない課税事業者
- ② 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ③ 資本金1,000万円以上の新設法人
- ④ 高額特定資産を取得した場合等であって免税事業者とならない事業者
- ⑤ 課税期間の特例の適用を受けている事業者2割特例について、詳しく知りたい方は、国税庁ホームページの「2割特例特設ページ」をご覧ください。



第三 所得税等及び消費税等の申告について

1 確定申告の相談及び申告書の受付

令和8年2月16日（月）から同年3月16日（月）まで

※ 還付申告書は、令和8年2月13日（金）以前でも提出できます。

※ 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。ただし、一部の税務署では、3月1日（日）に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。



2 確定申告の期限

令和7年分の確定申告期限は次のとおりです。

・ 所得税等：令和8年3月16日（月）

・ 消費税等：令和8年3月31日（火）

※ 所得税等と消費税等で申告の期限が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

3 申告書の提出方法

① e-Taxで申告する。

② 郵便又は信書便により、住所地等の所轄税務署又は業務センターに送付する。

※ 送付先は、国税庁ホームページから所轄税務署のページをご確認ください。

・ 確定申告書は、「信書」に当たることから、税務署に送付する場合には、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」として送付する必要があります（郵便物・信書便物以外の荷物の取扱いで送付することはできません。）。

・ 通信日付印を提出日とみなします。通信日付印が申告期限内となるよう、お早めにご送付ください。

③ 住所地等の所轄税務署の受付に提出する。

※ 税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。

※ 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っていません。申告書等を書面で提出（送付）する場合は、申告書等の提出用のみを提出（送付）してください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



4 確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力することにより、税額などが自動計算され、所得税等、消費税等の確定申告書や青色申告決算書などを作成し、e-Taxにより申告ができます。

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又はICカードリーダライタ）をご用意いただければ、ご自宅からパソコンやスマートフォンを利用してe-Taxをご利用になれるほか、マイナポータル経由で申告に必要な給与所得の源泉徴収票や控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力する機能（マイナポータル連携）もご利用いただけます。

なお、令和8年1月からは、「iPhoneのマイナンバーカード」に対応しますので、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取らなくても、申告書の作成・e-Taxによる申告ができます（Android端末はすでにご利用いただけます。）。

※ 「iPhone」は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc. の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。



「Android」は、Google LLCの商標又は登録商標です。

※ 詳しくは、国税庁確定申告書等作成コーナーをご覧ください

5 税務相談チャットボット

確定申告に関する質問は、税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談できます。お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力していただくことにより、AI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。土日、夜間でもご利用いただけます。



第四 所得税等及び消費税等の納付について

1 令和7年分所得税等及び消費税等の納付期限

令和7年分の納期限は次のとおりです。

・ 所得税等（第3期分）：令和8年3月16日（月）

・ 消費税等：令和8年3月31日（火）

所得税等と消費税等で申告・納付の期限が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。なお、申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

2 納付の方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



① 振替納税

事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付ができます。

振替日は次のとおりです。

・ 所得税等の振替日：令和8年4月23日（木）

・ 消費税等の振替日：令和8年4月30日（木）

新規に振替納税をご利用になる場合には、次の申込期限までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出する必要があります。

・ 所得税等の申込期限：令和8年3月16日（月）

・ 消費税等の申込期限：令和8年3月31日（火）

※ 振替納税の申込みはオンライン（e-Tax）が便利です。

※ 振替納税をご利用中の方が転居等により所轄税務署が変わった際に、引き続き振替納税を希望される場合は、確定申告書の「振替継続希望」欄に○を記入するか、新たに振替納税の手続を行ってください。

② ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付ができます。ダイレクト納付の利用には、初回のみ事前に「ダイレクト納付利用届出書」を提出する必要があります。

※ 届出書の提出はオンライン（e-Tax）が便利です。

※ 届出書を提出しただけでは、納付は完了していません。後日、ダイレクト納付が使用できるようになりましたら、e-Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付登録完了通知」が格納されますので、納付を行う場合は、メッセージボックスが格納された後に、改めて納付手続を行っていただく必要があります。

③ インターネットバンキングやATMで納付

④ クレジットカード納付

⑤ スマホアプリ納付

⑥ コンビニエンスストアでQRコードによる納付

※ 「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

⑦ 金融機関又は税務署の窓口で現金による納付

税を考える週間

- 毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」は、税の仕組みや目的などについて考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、集中した広報活動を実施する週間です。
- 間税会におきましても、国民の皆様には税を知り、税について考えていただくためにいろいろな行事を各地で実施しております。各間税会が創意工夫をして活動した取組みの一部を掲載しました。

佐原間税会（千葉）

—税の標語表彰式、街頭広報—

佐原間税会では、税の標語の応募総数1776点の中から40点の優秀作品を選定し、更に税務署長賞、間税会会長賞を受賞された二名の方には、11月14日佐原税務署主催の納税表彰式に於いて表彰し、記念品と賞状を贈呈した。

また、40点の優秀作品については、

香取郡市の道の駅等にポスターを作成し展示した。

11月16日（日）には、香取市のイベント（栗源いも祭り）が開催され多くの皆様に、世界の消費税クリアファイル、パンフレット、ポケットティッシュ、野菜の種等を配布し街頭キャンペーン活動を行った。

活動には、佐原税務署長はじめ、幹部職員の皆様、当会員により税金クイズ、1億円のレプリカ等を用意し、当日は秋晴れに恵まれたことも

あり、家族連れなど大勢の皆様とふれあう事が出来、税について皆様に周知する良いイベントであった。

11月19日（水）には40名が参加するバス研修を行う。

「たばこと塩の博物館」を見学、アサヒビールの最上階「ラ・ラナリータ」にて交流会、イタリアンを堪能した。



沼津間税会（静岡）

—租税教室—

沼津間税会では、租税教育（租税教室・税の標語・税金クイズ）の3本柱を主体として活動しております。

租税教室では、小学校・中学校に

講師を派遣しております。

20名の講師がおります。

小学校の租税教室では独自のPowerPointを使用しICTの活用として学校の端末を使用してアンケート等を実践しております。

昨年からはじめた中学校の租税教室は中学校の社会先生との打ち合わせにより50分の授業を 25分を講義 25

分をグループディスカッションにしました。

各地区で苦戦している中学校の租税教室を2年目で10校以上の開催予定にまで致しました。学校にも好評でした。

租税教育に於いて 令和7年度 名古屋国税局長の表彰を頂きました。

沼津間税会 会長 竹内 輝明



名古屋国税局長 表彰



租税教室 不二聖心女子学院中学校

いわき間税会（福島）

—街頭広報&租税教室等—

税を考える週間が始まる前の11月7日（金）に、市民の納税意識を高めることを目的に、いわき駅前のネモト本社ビル壁面に懸垂幕（縦12m、横1m）を掲示した。懸垂幕には「税についてちょっと考えてみよう！『税を考える週間』いわき間税会」と表示しています。

付近を往来する市民らは懸垂幕を見上げ、納税の重要性を認識していたと思われました。

なお、掲示には田中聡いわき税務署長はじめ税務署幹部、e-Taxキャラクターの「イータ君」が立ち会いました。

11月11日（火）には、いわき市立平第六小学校において児童たちに税について理解を深めるもらう目的で、いわき間税会女性部役員による「くらしと税」を題材にした紙芝居による租税教室を実施しました。

紙芝居は広島局関連の女性部からいただいたもので、広島の安田女子大学の学生によるイラストが描かれ、声の出演はいわき間税会女性部の役員が担当し、とても素人とは思

えない出来栄で、「消費税がないとどうになってしまうのか？」を分かりやすく児童たちに説明しました。

紙芝居の前に、世界の消費税クリアファイルの贈呈式を行ない。山崎節子会長と日高肇子副会長から児童の代表に贈呈しました。

式典には、同校6年生の児童45人、佐山高宏校長先生はじめクラス担任の先生、いわき税務署の田崎統括官他2名が同席しました。

クリアファイルは、いわき市内すべての小学6年生、中学3年生に対して6,000部が贈られ、税制に対する興味を持つきっかけになることが期待されております。

11月14日（金）には、令和7年度の「税の標語の表彰式」をいわき駅前のネモトビルイベントホールで盛

大に開催した。いわき市内13の小中学校から合計450点と多くの応募があったことから、厳正な審査を行ない、本年は10名の作品に対して、いわき間税会名誉会長賞1点、いわき間税会会長賞2点、いわき税務署長賞1点、いわき税務署副署長賞2点、いわき市長賞2点、いわき市教育長賞2点を授与し、その功績を讃えました。この表彰式は、税に関する意識の向上と教育の促進を目的としていわき税務署長・副署長、いわき市長、いわき市教育長を来賓に迎え、実施したものです。

いわき間税会は、山崎節子会長を先頭に仙台国税局を表敬訪問して、消費税課長を講師に研修会を実施するなど、今後も積極的に活動していくこととしております。



弘前地区間税会（青森）

—街頭広報&租税教室等—

税を考える週間前の9月、弘前市内一の繁華街「土手町カルチュアロード」において、e-Tax広報活動と税金クイズを開催しました。

当日は弘前地区間税会から船越会長はじめ10名が、弘前法人会青年部から約10名が参加し、総勢で20名の参加となりました。

前日までの雨の影響が心配されましたが、お天気に恵まれ約650名の市民の方々に活動をPRすることができました。

広報活動には、鈴木弘前税務署長、虻川法人統括官、e-Taxキャラクター

の「イータ君」も加わりました。

毎年9月に実施している租税教室は、中学校の都合で12月開催になったため、租税教室において募集する税の標語の優秀作品に対する表彰は、来年1月に実施することになります。12月に開催される税に関する合同表彰式（「税についての作文」、「税に関する絵はがきコンクール」等）においては、税の標語の優秀作品を紹介することに

ています。

弘前地区間税会としては、引き続き様々な啓蒙活動を通じて、税の働き等についてより広く周知していきたいと考えております。



博多間税会（福岡）

— 税務研修会 —

街頭広報活動と情報交換会—

博多間税会（安恒寿人会長）は、令和7年「税を考える週間」行事の一環として、①税務研修会、②街頭広報活動及び③情報交換会を「これからの社会に向かって」をテーマに福岡国税局消費税課・博多税務署と連携し、また河野武司福岡間連会長を来賓としてお招きし実施しました。

1 研修会は、会員約60名が出席するなか博多税務署 東谷署長からグローバルメディアミックス代表 本中野 俊様と河野産業株式会社 課長 洲崎 千春様に間税会に対するご貢献に対して署長感謝状が贈呈された後、実施されました。

講師には、博多税務署 結石副署長をお招きし「税務調査のあれこれ」、「年末調整の改正点について」という2本立てで講演を賜り、プロジェクターを駆使して、実際の税務調査現場に係る写真を挙げてのご説明や、基礎控除の変更点等のご説明を頂き、参加者は資料を確認しながら興味津々に拝聴致しました。

2 研修会終了後の、街頭広報活動は、福岡では一番の繁華街であるJR博多駅前広場で、山口消費税課長もかけつけていただき、東谷署長外3名の博多税務署幹部職員と会員約70名の下、行われました。

配布物は全間連が作成している人気の「世界の消費税162カ国」クリアファイル・博多税務署からのお知らせ・シャボン玉をセットした2,000袋です。

忙しい方が多く、中々受け取っていただけませんでした。一時間後には皆の頑張りでも配布終了となりました。

3 情報交換会は、博多税務署幹部職員4名をお迎えし、会員約60名出席の下、開催されました。安恒会長が東谷署長に新会員を紹介し

たり、新会員自らが自己紹介したり、色々な交流があり、終始和やかな雰囲気で大変盛り上がりしました。

最後は恒例の祝いめでた 博多手一本でお開きとなりました。

素晴らしい博多間税会を改めて認識し、納税意識の向上が図れた一日でした。

安恒会長をはじめスタッフの皆様、大変ありがとうございました！



来賓挨拶
河野武司福岡間連会長



全間連の主な動き (7. 9. 15 ~ 8. 1. 15)

9月15日(月) 全間連会報第164号発行

9月17日(水) 正副会長会議・常任理事会、
第47回青年部・第44回女性部通常総会、
第52回通常総会

10月17日(金) 「税の標語」最終選考会

11月11日(火) 「税の標語」最優秀作品表彰式

11月12日(水) 自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」
立憲民主党財務金融合同部会ヒアリング

11月12日(水) 消費税中央セミナー

1月8日(木) 企画会議

1月15日(木) 全間連会報第165号発行

名古屋
事務局
東京

東京
東京
東京
事務局